

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

	ページ
◇ 上下水道局	
○ 北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程【上下水道局 総務経営部総務課】	2
◇ 交通 局	
○ 北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	3

北九州市上下水道局管理規程第4号

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年7月19日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程

北九州市上下水道局職員就業規則（昭和39年北九州市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（令和3年度における特別休暇の特例）

- 令和3年度に限り、管理者が別に定める職員に対する別表第3の17の項の規定の適用については、同項中「9月30日」とあるのは、「10月31日」とする。

付 則

この規程は、令和3年7月19日から施行する。

北九州市交通局管理規程第7号

北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年7月19日

北九州市交通局長 福本 啓二

北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程

北九州市交通局就業規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 4 令和3年度に限り、管理者が別に定める職員に対する別表第2の17の項の規定の適用については、同項中「9月30日（旅客自動車運転者にあつては、10月31日）」とあるのは、「10月31日」とする。

付 則

この規程は、令和3年7月19日から施行する。